

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
特定施設入居者生活介護費 (1日につき)																		
要介護1	( 542 単位)																	
要介護2	( 609 単位)																	
要介護3	( 679 単位)																	
要介護4	( 744 単位)																	
要介護5	( 813 単位)																	
外泊サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 1単位)																		
要介護1	( 542 単位)																	
要介護2	( 609 単位)																	
要介護3	( 679 単位)																	
要介護4	( 744 単位)																	
要介護5	( 813 単位)																	
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		
要介護5未満者生活介護費 (1日につき 30単位を上限)																		

11 福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
福祉用具貸与費									
要介護1	( 16,360 単位)								
要介護2	( 16,360 単位)								
要介護3	( 20,440 単位)								
要介護4	( 20,440 単位)								
要介護5	( 24,520 単位)								

要介護1については、車いす、車いす付属品、特殊固定、特殊固定用具、床ずれ防止用具、身体交換器、認知症老人用監視カメラ、移動用リフトを算定しない。  
 認知症老人用監視カメラについては、要介護1から要介護3までについては算定しない。ただし、別に算定対象大目がある場合は算定を要する。  
 認知症老人用監視カメラは、認知症老人用監視カメラに付随する部品は要介護1から要介護5までについては算定しない。ただし、別に算定対象大目がある場合は算定を要する。  
 業務継続計画未定済案件については令和7年4月1日から適用する。